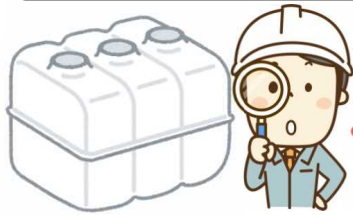




浄化槽工事業者の方へアスベストに注意！



浄化槽の撤去・入替工事はアスベスト(石綿)の事前調査の実施が元請業者に義務付けられています。

※過去に製造された浄化槽の一部や、セメント管等の配管の一部にはアスベストが使用されていたことが知られています。

以下のことに注意して、事前調査や工事を実施しましょう！

適切な事前調査の実施と発注者への報告



浄化槽などの建築設備の解体・改修工事の元請業者は、大気汚染防止法に基づき、建材(浄化槽を含む)にアスベストが使用されていないか事前調査を実施し、発注者に報告することが義務付けられています。また、令和5年10月1日以降に着工する工事は、「建築物石綿含有建材調査者」等の有資格者*が事前調査を行う義務があります。

※有資格者とは、一般建築物石綿含有建材調査者等であり、石綿作業主任者は該当しません。

大分県または大分市への事前調査結果の報告



元請業者は、「床面積合計80m²以上の解体工事」及び「請負金額100万円以上の改修工事」の事前調査結果を、工事前に大分県(大分市を除く県内)または大分市(大分市内)へ石綿事前調査結果報告システム等で報告する義務があります。

【石綿事前調査結果報告システム】

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



作業基準の遵守(浄化槽や配管にアスベストが含まれていた場合)



元請業者だけでなく、下請負人にも作業基準を遵守する義務があります。

- ・ 切断や破碎等をせずに手ばらしで取り外してください。
- ・ 手ばらしが難しい時は、対象建材を薬液等で湿潤化してから除去して下さい。

<問合せ先>

【大分県あて】大分市以外の県内の工事

大分県生活環境部環境保全課 大気保全班

〒870-8501 大分市大手町3-1-1 TEL:097-506-3114(直通) FAX:097-506-1747

【大分市あて】大分市内の工事

大分市環境部環境対策課 大気・騒音担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31 TEL:097-537-5748(直通) FAX:097-538-3302

令和5年9月発行